若者ビジネスチャレンジ支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　若者ビジネスチャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、県内において若者が新たに取り組む創業及び事業化に要する初期経費の一部について、予算の範囲内で補助することにより、若年層による県内での多様な創業及び事業化への挑戦を促進し、もって地域経済の担い手の確保及び「挑戦者にやさしい県」の実現に資することを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、別表第１に掲げるとおりとする。

（補助対象経費等）

第４条　この補助金は、創業初期の事業化に直接に必要な経費であって、別表第２に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて交付する。

２　補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に納品、役務の提供その他当該経費に係る取引が完了し、かつ、支払が完了した経費とする。

一　この要綱の施行日の属する年度
　　この要綱の施行日から交付申請日まで

二　前号に掲げる年度の翌年度以後
　　当該年度の４月１日から交付申請日まで

３　前項に規定する経費は、交付決定前に納品、役務の提供その他当該経費に係る取引が完了し、かつ、その支払が完了した経費であっても、補助対象経費とする。

４　この補助金は、補助対象経費の支払完了後に交付申請を受け、当該申請に基づき交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定を行うものとする。

５　支出内容、支払先、支払日、支払金額、成果物又は実施内容及び補助対象となる事業との関連性が確認できない経費は、補助対象経費としない。

６　知事は、補助対象性又は価格の妥当性を確認するため必要があると認めるときは、交付申請者に対し、交付申請時に提出を受けたもののほかに追加資料の提出を求めることができる。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第５条　この補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に関係書類を添えて、知事が別に定める方法により、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2　前項の申請は、補助対象経費に係る事業が完了し、かつ、その支払が完了した後に行うものとし、同項の補助金交付申請書兼実績報告書の提出をもって、規則第１２条の規定による実績報告があったものとみなす。

3　交付申請者は、第１項の申請書を提出するに当たり、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業計画・実施内容確認書

二　支出内訳書

三　個人事業主にあっては開業届、法人にあっては登記事項証明書その他開業日又は法人設立日を確認できる書類の写し

四　個人事業主にあっては交付申請者、法人にあっては別表第１の１に規定する対象代表者の氏名及び生年月日を確認できる公的書類の写し

五　別表第１の３に規定する支援を受け、又は講座を修了したことを証する書類の写し

六　領収書、振込記録、クレジットカード利用明細及び引落確認資料その他支払の完了を確認できる書類

七　請求書、支払明細、購入履歴、取引画面の写しその他支出内容の内訳を確認できる書類

八　成果物、写真、ＵＲＬ、スクリーンショット、業務実施報告書、相談結果メモその他実施内容を確認できる書類

九　暴力団排除、関係者取引に係る経費を申請していないこと、重複補助の排除、事業継続、県税の滞納がないこと、追加資料提出及び事後調査への協力に関する誓約書

十　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4　第１項の申請書に添付する事業計画・実施内容確認書は、規則第４条第１号に規定する事業計画書に代わる書類とし、支出内訳書は、同条第２号に規定する収支予算書に代わる書類とする。

5　第１項の規定による申請は、知事が指定するウェブ申請フォームにより行うことができる。この場合において、当該フォームに様式第１号及び関係書類に記載すべき事項を入力し、必要な書類を提出したときは、これらの書類の提出があったものとみなす。

（申請の受付）

第６条　申請は、知事が別に定める募集期間内において、予算の範囲内で先着順に受け付けるものとする。

2　前項の先着順は、補助金交付申請書兼実績報告書に必要な事項が記載され、かつ、第５条第３項に掲げる書類その他知事が別に定める申請に必要な書類が提出された時点をもって判断する。

3　提出された申請書又は関係書類に不備又は不足がある場合は、その補正が完了した時点を受付時点とする。ただし、知事が軽微な不備であると認める場合は、この限りでない。

4　同一の時点に複数の申請が到達し、当該申請に係る補助金の合計額が予算の残額を超える場合の取扱いは、知事が別に定める。

5　知事は、受け付けた申請に係る補助金の累計額が予算上限に達したときは、募集期間中であっても受付を終了することができる。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第７条　知事は、第５条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査、ヒアリング又は取引先への確認により、その内容がこの要綱及び規則に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

２　知事は、前項の規定による交付の決定及び額の確定をしたときは、補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第２号）により、交付申請者に通知するものとする。

３　知事は、第１項の規定による交付の決定及び額の確定に当たり、申請に係る経費に補助対象外経費、消費税及び地方消費税相当額その他この要綱に定める要件に適合しない経費が含まれると認めるときは、当該経費の全部又は一部を除外して、交付の決定及び額の確定を行うものとする。

４　知事は、第１項の審査により補助金を交付することが適当でないと認めたときは、不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

５　この要綱において「補助事業者」とは、第１項の規定による交付決定を受けた者をいう。

（補助金の交付条件）

第８条　補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　申請内容、支出内容、成果物、支払状況その他補助対象性の確認に関し、知事が追加資料の提出、説明、ヒアリング、現地調査又は取引先確認を求めたときは、これに協力すること。

二　知事が必要と認める場合は、事業継続状況調査に協力し、知事が定める期日までに事業継続状況報告書を提出すること。

三　虚偽の申請、実態のない取引、重複補助その他不正又は不適正な行為により補助金の交付を受けないこと。

四　この要綱及び規則に定める事項を遵守すること。

（状況報告等）

第９条　知事は、補助金の適正な交付及び補助金の効果検証のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、申請内容、支出内容、成果物、事業実施状況、事業継続状況その他必要な事項について報告を求め、又は関係書類の提出、ヒアリング、現地調査若しくは取引先確認を求めることができる。

２　補助事業者は、前項の報告、調査又は確認に協力しなければならない。

（補助金の交付方法）

第１０条　知事は、第７条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に記載された振込先に、当該確定額を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第１１条　知事は、次に掲げる場合には、第７条の規定による交付の決定の全部若しくは一部を

取り消し、又はその内容を変更することができる。

一　補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二　補助事業者が、補助対象経費として認められない経費を申請し、又は補助対象経費として申請した経費について、この要綱に定める要件に適合しないことが判明した場合

三　補助事業者が、補助金の交付の対象となった事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

四　補助事業者が、規則第５条の２各号（暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者、役員に暴力団員等を含む法人、暴力団員等がその事業活動を支配する者をいう。）のいずれかに該当することが判明した場合

五　補助事業者が、知事の追加資料の提出、説明、ヒアリング、現地調査又は取引先確認の求めに正当な理由なく応じない場合

六　前各号に掲げるもののほか、補助事業者又はその役員若しくは代表者が重大な法令違反又はこれに準ずる不正行為を行うなど、知事が補助金の交付目的に照らして適当でないと認める場合

２　知事は、前項の規定により交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分について補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　前項に定めるもののほか、補助金の返還、加算金及び延滞金の納付その他必要な事項については、規則の定めるところによる。

（書類の保管）

第１２条　補助事業者は、補助金の交付の対象となった事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間、整備し、保管しておかなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月１５日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補助金交付の対象者
次に掲げる事項の全てに該当すること 1　個人事業主にあっては、申請日において１８歳以上３９歳以下であること。 　法人にあっては、当該法人の設立に際し、事業の企画、事業計画の策定、資金調達、法人設立手続、事業開始に向けた準備その他これらに類する創業行為に主体的に関与した者であって、申請日において１８歳以上３９歳以下であり、かつ、当該法人の代表者である者（以下「対象代表者」という。）がいること。 2　県内において新たに創業した個人事業主又は新たに設立された法人であること。 （１）個人事業主にあっては、開業日がこの要綱の施行日以後であり、かつ、申請日において開業日から１年を経過していないこと。 （２）法人にあっては、次の要件を満たすこと 　ア　法人設立日がこの要綱の施行日以後であり、かつ、申請日において法人設立日から１年を経過していないこと。 　イ　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者に該当すること。ただし、次のいずれかに該当する法人は、補助金交付の対象としない。 　（ア）発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有し、又は出資している法人 　（イ）発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有し、又は出資している法人 　（ウ）役員の総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員を兼ねる者が占めている法人 　（エ）その他大企業が実質的に経営を支配していると知事が認める法人 　　※　上記において大企業とは、中小企業基本法第２条第１項各号に規定する中小企業者に該当しない会社をいう。 3　市町村の特定創業支援等事業による支援を受け、その証明書の交付を受けていること、又は県のやまなしキャリアアップ・ユニバーシティにおいて実施する講座のうち、知事が創業に関する知識及び能力の習得に資するものとして別に指定する講座を修了し、その修了を証する書類の交付を受けていること。 　法人にあっては、前段に規定する支援を受け、又は講座を修了し、そのことを証する書類の交付を受けた者が、対象代表者に該当すること。 4　県内で事業を実施し、かつ、継続する意思を有すること。 5　同一の経費について、国、県、市町村その他公的機関による補助金、助成金その他これらに類する給付の交付決定又は交付を受けていないこと。 6　交付申請者又はその代表者が、同一の創業又は事業について、この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。 7　補助対象となる事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託

営業に該当しないこと。

8　補助対象となる事業が、宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。

9　法令等又は公序良俗に反していないこと。

１０　交付申請者について、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に係る再生手続開始の申立てがなされていないこと。

１１　規則第５条の２各号に掲げる者（暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者、役員に暴力団員等を含む法人、暴力団員等がその事業活動を支配する者をいう。）に該当しないこと。

１２　県税を滞納していないこと。

１３　この要綱に基づく調査、追加資料の提出、ヒアリングその他必要な確認に協力すること。

別表第２（第４条関係）

補助対象経費、補助率及び補助限度額

１　補助率　　補助対象経費の３分の２以内

２　補助限度額　　１補助事業者につき３０万円

３　補助対象経費　　次に掲げる経費のうち、創業初期の事業化に必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるもの。

区分	補助対象経費	補助金額の上限等
１　法人設立等に係る専門家活用経費	法人設立、開業、営業に必要な許可、認可、登録又は届出その他創業に係る行政上の手続について、司法書士、行政書士、税理士その他専門家に依頼する場合の書類作成、代理その他の役務に対する報酬又は手数料。ただし、公租公課、官公署に支払う手数料及び収入印紙代を除く。	補助金額は、同一区分につき１０万円を限度とする。
２　市場調査･事業計画策定経費	市場調査、顧客調査、競合調査、事業計画策定、収支計画策定その他創業初期の事業検討に必要な経費であって、調査結果、報告書、計画書その他成果物が確認できるもの。	補助金額は、同一区分につき１０万円を限度とする。
３　広告宣伝費	チラシ、パンフレット、ポスター、ロゴ、広告掲載、ＳＮＳ広告、インターネット広告、プレスリリース配信、販促物その他商品又はサービスの認知度向上及び販路開拓に必要な経費であって、成果物又は実施内容が確認できるもの。	補助金額は、同一区分につき１０万円を限度とする。
４　ウェブサイト関連費	ホームページ、ＥＣページ、ランディングページその他ウェブサイトの作成、更新又は改修に要する経費であって、申請の時点で公開又は利用開始され、成果物又は実施内容が確認できるもの。	補助金額は、同一区分につき１０万円を限度とする。
５　試作品開発･デザイン等経費	試作品開発、商品・サービスのデザイン、写真撮影、動画制作、パッケージデザインその他商品又はサービスの事業化に必要な経費であって、成果物又は実施内容が確認できるもの。	補助金額は、同一区分につき１０万円を限度とする。

区分	補助対象経費	補助金額の上限等
6　検査・分析・認証取得経費	補助対象となる事業に係る商品又は製品の市場投入に必要な検査、試験、分析、評価又は第三者認証の取得について、検査機関、分析機関、認証機関その他専門機関に依頼する場合の経費であって、検査報告書、分析結果書、証明書その他成果物が確認できるもの。	補助金額は、同一区分につき１０万円を限度とする。
7　専門家相談･指導経費	経営、販売促進、財務、税務、労務、法務、知的財産、デザイン、ＩＴその他創業初期の課題解決に係る専門家への相談、指導又は助言に要する経費であって、報告書等により所要時間や相談、指導又は助言の内容が確認できるもの。	補助金額は、1時間当たり５千円、1日当たり3万円を限度とし、同一区分に係る補助金額は６万円を限度とする。

備考

1　消費税等の取扱い

補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

領収書、請求書その他の証拠書類に税込額のみが記載されている場合は、適用税率に応じて消費税及び地方消費税相当額を控除した額を補助対象経費とする。この場合において、例えば適用税率が１０パーセントであるときは、当該税込額に１１０分の１００を乗じて得た額とする。

2　高額な財産取得等の取扱い

１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の財産の取得等に要する経費は、補助対象経費としない。

3　著しく高額な経費

社会通念上著しく高額であると知事が認める経費は、領収書その他支払を確認できる書類がある場合であっても、補助対象経費としない。

4　申請支援、顧問料等の取扱い

補助金申請書類の作成支援、申請代行、成功報酬、顧問料、継続的な月額費用、内容が確認できない相談料又はコンサルティング料は、補助対象経費としない。

5　重複補助の取扱い

国、県、市町村その他公的機関から補助金、助成金その他これに類する給付を受けている経費は、補助対象経費としない。

6　その他の補助対象外経費

公租公課、官公署に支払う手数料、収入印紙代、振込手数料、各種保険料、借入金の返済、利子、保証料、敷金、保証金、仲介手数料、家賃、光熱水費、通信費、車両購入費、汎用性が高く事業以外にも使用できる物品の購入費その他創業初期の事業化との直接的な関連性を確認できない経費は、補助対象経費としない。

7　親族・関係者等との取引の取扱い

交付申請者と次に掲げる者との取引に係る経費は、補助対象経費としない。

（1）交付申請者が個人事業主である場合

ア　交付申請者の配偶者、三親等以内の親族又は同居の親族

イ　交付申請者又はアに掲げる者が代表者である法人

（2）交付申請者が法人である場合

ア　交付申請者の役員

イ　交付申請者の代表者の配偶者、三親等以内の親族又は同居の親族

ウ　交付申請者が実質的に支配する法人

エ　ア又はイに掲げる者が代表者である法人

8　端数処理

補助金の額は、補助対象経費の区分ごとに、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額と当該区分に係る補助金額の上限額のいずれか低い額を合計した額とし、３０万円を限度とする。この場合において、当該合計額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

様式第１号（第５条関係）

若者ビジネスチャレンジ支援事業費補助金
交付申請書兼実績報告書

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

住所　　：〒　　-

氏名又は法人名称：

（商号又は屋号は個人事業主で使用している場合に記載）

商号又は屋号　　：

（代表者職・氏名は法人の場合に記載）

代表者職・氏名　：

電話番号　　：

若者ビジネスチャレンジ支援事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請し、併せて実績を報告します。なお、この申請に当たり、後記の誓約事項を確認し、相違ないことを誓約します。

１　交付申請額　　：　金　　円
２　開業日又は法人設立日：　令和　　年　　月　　日
３　事業実施場所　　：
４　補助対象経費の額　：　金　　円（消費税等を除く。）
５　最終支払完了日　　：　令和　　年　　月　　日
６　申請者区分　　：　個人事業主　　法人　　※いずれかに〇印

［申請担当者］

氏名		所属・役職	
電話番号		メールアドレス	

［補助金の振込先］※個人事業主は申請者本人名義、法人は申請法人名義の口座を原則とします。

金融機関名		支店名	
預金種別	□ 普通　□ 当座	口座番号	
口座名義（カナ）			

[添付書類]

□　事業計画・実施内容確認書（別紙 1）

□　支出内訳書（別紙 2）

□　個人事業主は開業届、法人は登記事項証明書その他開業日又は法人設立日を確認できる書類の写し

□　個人事業主にあっては交付申請者、法人にあっては別表第 1 の 1 に規定する対象代表者の氏名及び生年月日を確認できる公的書類の写し

□　特定創業支援等事業による支援又は指定講座の修了を証する書類の写し

□　支払完了及び支出内容の内訳を確認できる書類

□　成果物又は実施内容を確認できる書類

□　暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿（別紙 3）

□　その他知事が必要と認める書類

― 誓約事項 ―

1　申請内容及び提出書類の記載内容は、事実に相違ありません。

2　申請した経費には、要綱別表第 2 備考 7 に規定する親族・関係者等との取引に係る経費を含めていません。

3　同一の経費について、国、県、市町村その他公的機関による補助金等の交付決定又は交付を受けていません。

4　同一の創業又は事業について、本補助金の交付を受けたことはありません。

5　県内で事業を実施し、継続する意思を有しています。

6　申請日時点で、納期限が到来し、納付義務が存続する山梨県の県税に未納額がありません。県が審査に必要な範囲で県税の納付状況を県の税務担当部署に照会することに同意します。

7　知事から追加資料の提出、説明、ヒアリング、現地調査、取引先確認又は事業継続状況の報告を求められた場合は、これに協力します。

8　虚偽その他不正又は不適正な事実が判明した場合は、交付決定の取消し、補助金の返還命令その他必要な措置に従います。

上記の誓約事項を確認し、相違ありません。

別紙１（様式第１号関係）

事業計画・実施内容確認書

1　申請者名	
2　事業の概要 商品・サービス、主な顧客など	
3　補助対象経費を必要とした理由	
4　実施内容及び得られた成果	
5　特定創業支援等事業又は指定講座の活用内容	
6　今後の県内での事業継続方針	

［法人の概要］※法人のみ記載

- 主たる業種　：
- 資本金又は出資総額　：　円
- 常時使用する従業員数　：　人
- 単一の大企業による株式・出資の保有割合　：　％
- 複数の大企業による株式・出資の保有割合　：　％
- 大企業の役員・職員を兼ねる役員数／役員総数：　人／　人
- その他、大企業による実質的支配　：　なし　あり（内容：　）

※ 株主構成その他について、県が確認資料の提出を求める場合があります。

別紙３（様式第１号関係）

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
（４）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
（５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（６）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

２　１の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕
住　　所

〔社印または代表者印〕
（ふりがな）
法人名　　㊞

（ふりがな）
代表者名　　㊞（男・女）

生年月日（大正・昭和・平成・令和）　　年　　月　　日

役　員　名　簿

令和　　年　　月　　日現在の役員

役　職	氏　名	氏名のふりがな	性　別	生年月日（西暦表記）

1　本様式を山梨県が山梨県警察本部に照会することについて異議ありません。

2　虚偽の記載等を行った場合には、交付決定の取消しその他必要な措置がなされても異存ありません。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名（会社の名称及び代表者名）　　印

※ この名簿には、登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（監査役を除く）を記入してください。

様式第２号（第７条関係）

若者ビジネスチャレンジ支援事業費補助金
交付決定兼額の確定通知書

第　　号
年　月　日

殿

山梨県知事

年　月　日付けで申請のあった標記補助金について、要綱第７条第１項の規定により、次のとおり交付を決定するとともに、その額を確定したので、同条第２項の規定により通知します。

１　交付決定額及び確定額

金　　円

２　交付の条件

規則、要綱及び本通知を遵守すること。交付条件の詳細は、要綱第８条に定めるとおりとする。

様式第３号（第７条関係）

若者ビジネスチャレンジ支援事業費補助金
不交付決定通知書

第　　号

年　月　日

殿

山梨県知事

年　月　日付けで申請のあった標記補助金について、審査の結果、補助金を交付しないことと決定したので、要綱第７条第４項の規定により通知します。

・　不交付の理由